

第2号議案

デジタルアーカイブ学会規約を、別添資料5のとおり改正する。
本規約は改正の日から施行する。

デジタルアーカイブ学会 規約改正案

第1章:総則

第1条:本会の名称は、「デジタルアーカイブ学会(英語名称:Japan Society for Digital Archive)」とする。

第2章:目的と事業

第2条:本会は、デジタルアーカイブに関わる研究と、産官学民の相互交流を促すことを通じて、デジタルアーカイブの発展に寄与することを目的とする。

第3条:本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

学術大会、研究会その他学術会合の開催

産官学民の交流に関わる活動

人材育成に関わる活動

機関誌の発行

標準化を含む、政策提言その他意見の発表

国内外の関係機関との連絡および協力

調査および研究(受託・共同研究を含む)とその成果物の公表

その他、理事会が適当と認める活動

第3章:事務局および支部

第4条:本会の事務局は、東京に置く。

第5条:本会は、総会の決議を経て、支部を置くことができる。

第4章:会員

第6条:本会の会員の種類は、次の通りとする。

正会員:デジタルアーカイブに関わる研究、教育、または実務に携わる個人

学生会員:大学院、大学または短期大学、ならびにこれに準ずる教育課程に在籍する個人

賛助会員:本会の趣旨に賛同する団体

第7条:本会に入会しようとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第8条:会員は、理事会の定める方法により会費を納入しなければならない。会員の会費額は総会で決定する。会費額の減免措置が必要な場合は理事会で決定する。

第9条:本会を退会しようとする者は、理事会に退会届を提出しなければならない。理事会は、次の場合には会員を除名することができる。

2年以上継続して会費を納入しなかった場合

本規約に違反した場合

本学会の名誉を傷つける行為があった場合

その他本学会の目的に反する行為を行った場合

第10条:第6条で定める会員の他、本会に次の会員を置くことができる。名誉会員および顧問の地位の得喪および変更については、理事会が提案し、総会の承認により決定する。

名誉会員および顧問の会費は免除する。

名誉会員:本会の活動に関して、特別の功績があったものとして理事会が認める個人

顧問:本会の活動に関して、優れた見識を有するものとして理事会が認める個人

第5章:役員

第11条:本会に次の役員を置く。

会長:1名

副会長:若干名

理事:10名以上

監事:2名

第12条:前条の役員は、理事会が候補者を推薦し、総会が選任する。

第13条:役員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する総会の終結のときまでとし、再任は妨げない。

第14条:会長は本会を代表し、会務を統括する。

第15条:副会長は会長を補佐し、会長の職務の執行に支障がある場合にはその会務を代行する。

第16条:理事は会長・副会長と共に理事会を組織し、会務を執行する。

第17条:監事は本会の会計および会務執行を監査し、総会に報告する。

第18条:会長の指名により、理事のうち若干名を常務理事とすることができる。常務理事は、本会の常務を執行する。

第6章:総会

第19条:会長は年に1回通常総会を招集する。また会長が必要と認める時は、いつでも臨時総会を招集することができる。総会は、理事会が決定する電磁的方法により開催することができる。

第20条:総会は次の事項について審議し、決議する。

本規約の変更

事業報告と収支決算の承認

役員の選任および解任

その他重要な事項

第21条:総会の決議は、出席会員の過半数で決定する。

第7章:理事会

第22条:理事会は会長、副会長及び理事で構成する。

第23条:理事会は重要会務を審議し、決議する。

第24条:理事会は評議員を委嘱し、会務への助言を受けることができる。

第8章:部会および委員会

第25条:本会は、第2条の目的を達成するため、理事会の決議により部会および委員会を置くことができる。部会および委員会に関する規則は、理事会で定める。

第9章:会計

第26条:本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

第10章:規約の変更

第27条:本規約を変更しようとするときは、理事会が提案し、総会の決議を得なければならない。

改正 2025年●月●日

改正 2021年3月29日

施行 2017年5月1日